

令和 3 年

議会運営委員会記録

令和 3 年 10 月 11 日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和3年10月11日（月曜日）
午前10時10分 開会 午前11時45分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	菅 原 満 議員
委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員	委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員
委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	本 間 修	主 任	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について

午前10時10分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、今回の議題とします案件について、過去の経緯等に精通しています、菅原議員をオブザーバーとして呼びたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてです。

本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

本日は、項目1として、先例、申し合わせ事項に関係するものと分類した、1、議会運営委員会の運営等について、2、陳情の扱いについて、3、議員提出議案の扱いについて、4、意見書案、決議案の扱いについて、5、一般質問等についてを議題とします。

初めに、1、議会運営委員会の運営等について、提案会派の緑風会から説明願います。

緑風会、内山委員。

○内山恵子委員 緑風会として、全会一致の原則を見直すことを提案します。基本は多数決で決せられるものですが、和光市は少数意見を尊重するというので、全会一致となると、なかなか議論を重ねてしっかりとやっていくべきことが決まらないというのが現状ですので、しっかりと議論を重ねた上で、多数決で決する方向にするべきではないかということで、提案いたしました。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午前10時13分 休憩）

再開します。（午前10時16分 再開）

説明が終わりました。ただいまの御提案についての御意見をお願いします。

提案者に対する質問も大丈夫です。

金井委員。

○金井伸夫委員 全会一致の原則の見直しということで、全会一致の原則とは、議員が提出する意見書だと理解しているのですが、確認させてください。

○待鳥美光委員長 内山委員。

○内山恵子委員 意見書に限らず、議会運営委員会で議題として決することについて、全会一致ではない方向でと、そういう趣旨で上げております。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午前10時18分 休憩）

再開します。（午前10時27分 再開）

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員　そもそも、全会一致としている和光市の経緯、全国を見ても全会一致でやっているところがどれほどかわからないのですが、歴史というか全会一致としてきている経緯がわかれば知りたいんですけども。

○待鳥美光委員長　菅原委員外議員、発言を許可します。

○菅原満委員外議員　この中で恐らく一番古いので、私も30年以上前に議会に出て、一人ですから最初から議運のオブザーバーで出ていました。その時はすでに全会一致方式を取っており、議会提案の意見書について、最終的に議運に出席している委員とオブザーバーでまとめれば全会一致で副議長提案にするという取り扱いで動いていました。

当時は、各会派制限なしで意見書案は提出できました。一人会派も提出することが認められていましたので、一人会派からも提案はありました。当時、意見書案の議運での協議は、一般質問の2日目か3日目の一般質問終了後の議会運営委員会で扱うとなっていたので、相当時間オーバーで、相当な労力がかかるということで、現在の総括質疑が終わった後に日程が変わったということが1点。

それから、本数が大変多くなり、とても処理しきれないということになったので、一会派提案は3本までにしてくださいと協力を求め、現在のような形になってきています。

基本的には、全会一致方式は相当長く、和光市で扱われてきているということが1点。

意見書案の提出の扱いについてと、審査のあり方について見直しがされてきたということ。一人会派、オブザーバー扱いの人の提案については、途中から認めないと、当然提案は、提出者と賛同者になりますので、一人の場合は出せないということで、途中から扱いが変わりました。

それから提出する期限も、従来は開会前の議運となっておりましたがけれども、現在は告示前になり、そのような見直しをしながらも、全会一致の方式は崩さないという形でできています。

もう一つは、議運に出したものが、全会一致にならなかった場合、これは、そのあと議員提案でできるのだからということも、やはり議案の提出のあり方、それから一時不再議かどうかという懸念から、少なくともそういう取り扱はしないという形でできております。

○富澤啓二副委員長　議事を委員長と交代します。

待鳥委員。

○待鳥美光委員　ただいまの全会一致の原則を取ってきている、その根拠ということなんですけど、いろいろ調べたのですが、実際明文化されたものがどうもないということで、意見書案の場合は全会一致となったものに関しては、副議長提案とするという、申し合わせ事項があります。全体として議運の全会一致の原則を取ってきているという根拠がないんですね。

参考にですけど、「国会の議事運営についての理事会協議―多数決と全会一致の間合い―」という論文がありまして、その中で、市町村議会の議運は、その所掌する内容が自治法に規定をされているわけです。

意見書や議員提出議案に関してはこれまでの申し合わせ事項の中で運用してきましたけれども、そのほかのことに関して、多数決なのか全会一致なのかということに関しては、前回の議会改革の内容では、全会一致の原則でやったと記憶しています。今回はどうするのかという話になりますけれども、議会運営であるとか、議運の中で決めていくルールの中で、全会一致の原則とっていいかわからないけれども、少なくとも全会一致を目指して議論をしていく必要性が非常にあると思っていて、それは多数決の原理を機能させる上でも、討議過程の確保であるとか、意見表明の自由が前提になると思うんですね。

多数決という手法を、各メンバーがここは賛成した、ここは反対したという、結果の寄せ集め、数で決めていくということではなくて、会議体としての意思として高めていくために求められるのが、いわゆる審議の原理と言われているようなんですけど、十分な議論をつくして、全会一致を目指してやっていくことに意義があるのかなと思っています。ですので、今回の議会改革を含めてどうしていくのか、意見を交換できればと思っています。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

安保副議長。

○安保友博副議長 先に確認しなくておかなければいけないのが、先ほどの御説明では、意見書のみが全会一致の対象であったということが事実としてあって、誰をもって全会一致なのか、委員の全会一致なのか、それともオブザーバーを含めた全会一致なのかということも現在の認識が相当違ってきていると思うんです。全会一致とは、そもそも何なのか、現状の把握から始めないと、議論の場が全然違うところで話していることになりかねないので、もう一度、意見書の話なのか、全会一致というのは誰を対象としているのか、そういうことをもう一度整理しないといけないと思っています。

その点でいうと、現在はすべてのことにおいて全会一致になっていると、かつ、オブザーバー以外の委員だけの全会一致になっていると私は認識しております。意見書のみを全会一致とすることに関しても、これは私の個人の意見ですけども、意見書というのはかなり政治的な意味合いが強いものですので、そもそも全会一致となると、最大公約数という形での、個性のない、誰しもが納得できるものしか出せないというのが現状だと思いますので、そこをもう一度精査する必要があるかと思っています。

○待鳥美光委員長 整理しますが、先ほどの緑風会の説明では、意見書案だけではなくて、すべての議運での議事、全体に関してということでした。今の御意見からすると、意見書で全会一致、その場合には名前を書くときに各党派とそれから一人党派の方も含めて書いていますよね。なのでそこまで含めての全会一致という意味合いになるのかどうかですが、そこを整理しないと。全体に係ることって議論できますか。

休憩します。（午前10時37分 休憩）

再開します。（午前10時53分 再開）

この全会一致の原則の見直しについては、決議案、意見書の扱いであるとか、あるいは党派

ではない委員外議員の方の扱いにも関わってくるので、まずはそちらを先にやってからまた戻って議論するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、2番目の議会会議規則第117条、委員外議員の発言に基づく運営の確認ということで、提案会派の新しい風・希望から説明いたします。これについては、本日委員外議員で出席している、菅原議員から御説明していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、菅原委員外議員、よろしくお願いします。

○菅原満委員外議員 これは1番にも絡みますけれども、現状、委員外議員の発言は委員会の許可が下りて、発言を委員会側から求めることができるだったかなと。違っていたらごめんなさい。その辺はきちんと明確にするということになると、今の1番と関係してきます。以前は議案の審査の際に、委員外議員が発言を求めてこれを許可したことがあると思います。当然私自身もその場にいましたので。ただ、確か許可ということなので、その辺の扱い、何でもかんでも発言していいということではなく、会議規則もあるので、その辺の扱いを明確にしてはいいかがでしょうかという提案です。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今の提案で、基本的に明文化した方がいいということなんですけれども、それはどっちとも取れるということですか。発言を大いにしていっていいということも求めていきたいのか、それともある程度制限をかけていったほうがいいのか。新しい風・希望としてはとにかく明文化するということなのか。どちらに比重を置いているのか、認める方なのか、ある程度制限しなければいけないというほうなのか。

○待鳥美光委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 これは制限するとかしないとかではなくて、その辺は手続きにのっとって、やはり委員外議員が自由に発言、好きに手を挙げて発言させてくれということではなくて、委員外議員の発言の扱いというのはきちんと決められているので、その辺をきちんとしていかないと。委員会運営でも円滑に進める場合にとということと、委員長の委員会運営のあり方とか、発言を最初から抑えるということではないですけれども、委員外議員が自由に発言できるということではないので、その辺をきちんと確認されたらよろしいのではないのでしょうか。発言を制限することではないのですが、場合によっては許可されない場合も当然あります。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午前10時58分 休憩）

再開します。（午前11時17分 再開）

ここに関してはこれまでの経緯を考えると、議会運営委員会の委員長の議事進行によって、委員外議員の扱いが違っていたことがあったわけです。

現状を確認しますと、意見は会派から出していただいた上で、必要があれば委員外議員の意見がないか確認をして、手が上がった場合は、発言を許可して発言をしていただいている状況

です。そして、賛否の確認は会派の代表がしているという状況ですけれども、このやり方できちんと運営をしていくということによろしいでしょうか。何か付け足して確認することがありましたら発言をお願いいたします。

休憩します。（午前11時19分 休憩）

再開します。（午前11時35分 再開）

それでは、この委員外議員の発言に基づく運営の確認について、今一度確認をいたします。会派からの意見を言っていた後に、委員外議員の方の意見は必要に応じて、御意見はありますかというような形で手を挙げて、ある場合はその発言を許可すれば発言いただけるということですが、その都度、発言を許可します、よろしいですかという確認をして、本来は委員会規則にしたがってやっていくべきかと思いますが、毎回委員外議員についてがオブザーバーとしての出席の確認を開会時にとっておりますので、それと同時に発言については委員長の判断で許可をします、それについては了解してくださいということを確認を入れるということで運用したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

今回の項目については、なかなか大事なことが多く含まれておりますし、原則90分という予定の時間が経過しておりますので、次回引き続き、この申し合わせ事項、先例のテーマについて行いたいと思います。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 一つ提案というか、今回上のほうから進めていったのですが、進めやすい順番で進めていったほうが効率的に進行できるのかなと思うので、委員長にお任せしますので、もうちょっと精査して、決まりやすいというか、審議しやすいところから進めていっていただきたいということを求めたいと思います。

○待鳥美光委員長 実際議論してみないと、なかなかどういう形になるかが読めませんので、原則的にはこの順番でやっていきますけど、その都度御意見いただきながら、進行については随時柔軟にやればと思います。

それから、スケジュール的には次回何をというのが決まっているのですが、今回の申し合わせ事項、先例については、議論がいろいろ出るところなので、できれば可能な範囲で時間をかけて議論できればと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で本日の議題は終了はしておりませんが、本日はここまでにしたいと思います。

次に、次回の協議事項については、引き続き、申し合わせ事項、先例についてやるということで、日程の確認になります。

休憩します。（午前11時38分 休憩）

再開します。（午前11時44分 再開）

次回の日程を確認します。日時は10月15日、金曜日、だよりの編集打ち合わせが9時30分からですので、その終了後ということで皆様よろしく願いいたします。

以上で本日の案件は全て終了しました。

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時45分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光